

## 税務署から「書類の提出について」という書面が届きました

7月17日付で、税務署から「書類の提出について」という書面がいつせいに発送されています。内容は、白色申告者で「収支内訳書」を提出しなかった納税者に、「収支内訳書」の提出を督促するもので、毎年送られてきているものです。提出しないことで不利益な扱いは受けません

「収支内訳書」は、昭和59年3月の所得税法改悪により個人・白色申告者へ提出が定められています。民商などの強い反対運動で、提出しない人も罰則や不利益な扱いは受けられないことになっています。民商が毎

年小牧税務署と行っている交渉でも、「収支内訳書の提出がないことで税務調査をするよくな不利益な扱いはしない」と明確な回答を受けています。昨年とは表現が変わりました。昨年は提出期限が切られており、期限までに提出しない場合は「調査を実施する場合があります」と、「脅し」のような表現がありました。昨年、税務署と交渉した結果、「申告書や法定調書など各種情報に照らして必要があると認められる場合は、調査を実施する」という一般的な表現に変わっています。

現に変わっています。昨年は提出期限が切られており、期限までに提出しない場合は「調査を実施する場合があります」と、「脅し」のような表現がありました。昨年、税務署と交渉した結果、「申告書や法定調書など各種情報に照らして必要があると認められる場合は、調査を実施する」という一般的な表現に変わっています。

この文書が届いています

一通番号 01272330  
平成27年7月17日  
小牧税務署長

### 書類の提出について

税務行政につきましては、日頃よりご協力いただきありがとうございます。さて、通日ご提出いただいた平成26年分の所得税(及び復興特別所得税)、消費税及び地方消費税の確定申告書について、下記の印刷の書類が送付されていませんでした。つきましては、下記の印刷の書類を別添「書類の提出について(回答)」に添付の上、同封の封筒にて、7月31日(金)までに当税務署までご提出ください。なお、提出された書類等に基づき、内容を確認させていただいた結果、後日、連絡させていただきますので、ご承知ください。

○ 以下の図のある書類の送付がございませんので、ご提出ください。

<input type="checkbox"/> の源泉徴収票	<input type="checkbox"/> 青色申告決算書(用)
<input type="checkbox"/> 経損控除の損失額などの明細書	<input type="checkbox"/> 収支内訳書(不確定所得用)
<input type="checkbox"/> 社会保険料控除証明書	<input type="checkbox"/> 財産及び債務の明細書
<input type="checkbox"/> 医療費の支出に関する領収書	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> (特定増改築等)住宅借入金等特別控除に関する書類	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 消費税等申告書付表( )
<input type="checkbox"/> 寄附金控除に関する受領証明書	<input type="checkbox"/>

※ 上記の印刷の書類は、各種控除等の適用要件の確認や適正申告の確保の観点から送付等が義務付けられておりますので、行政指導として提出をお願いしているものです。

※ 税務署では、申告書(領付書類を含む。)や法定調書など各種情報に照らして必要があると認められる場合は、調査を実施することがあります。この場合において、調査に基づき、申告内容を是正することとなったときは、過少(無)申告加算税が課税される場合があります。

※ 既に、書類を提出されている場合には、申し訳ございませんが、その旨を担当までご連絡をお願いします。

連絡先 担当 個人課税第三部門 電話 0568-72-2111 (内線 332)

※ 印刷品にご連絡いただく際は、最寄りの電話番号をお知らせください。自動音声案内に代わって、24時間対応いたします。

この文書による行政指導の責任は、貴税務署長が負われます。

## 安倍政治を許さない 戦争法案反対の宣伝行動をしました



7月24日夕方、勝川駅南口にて、安倍内閣が進める「戦争法案」反対の宣伝&署名行動を行いました。

「安倍政治を許さない」などのプラカードを掲げながら宣伝しましたが、駅の利用者自体が少なかったこともあり、残念ながら署名はあまり集まりませんでした。中には「頑張ってください!」と署名してくれた方もいました。

「平和でこそ商売繁盛」です。今後とも「戦争法案」反対のとりくみを継続して進めていきます。

### 飲食業の会員の店に農林水産省の立入検査がありました

北支部の飲食業の会員の店に、農林水産省の立入検査がありました。平成22年に施行された米トレーサビリティ法に基づく立入検査で、米の産地・品名や流通経路、メニューへの産地情報の伝達が不十分であると指摘を受けたとのことでした。産地偽装が許されないのは当然ですが、長年真面目に経営してきた中小零細業者よりも大規模業者への検査を優先すべきでしょう。また、仮にTPP参加となれば、日本の農業は大打撃を受けます。検査よりもTPP反対を最優先に取り組むべきではと感じました。

毎月15日までの会費集金に、ご協力をお願いします。 会計 山崎 孝

8月12日(水)~16日(日) 事務所はお休みです (通常業務は8月17日(月)から再開します)

会員のお店です みなさん、ぜひ食べてください!

### 民商会員の美味しいお店紹介 手打ち蕎麦屋 とみ庵 (東支部)

国産のそば粉、地元産の野菜、魚介類など、こだわりぬいた食材を使ったメニューはすべて手づくり。まるで隠れ家のようなアットホームな雰囲気が魅力の「とみ庵」にぜひお越しください。 <おすすめメニュー> 平日限定そばランチ(¥850) 天ぷら付きざるそば(¥1000)

春日井市中央台6-9-7  
TEL 91-6373  
営業時間 11:30~15:00 (そば売切れ終い)  
毎週月・火曜休(祝祭日は営業)

「地元産・無農薬で体に良いものをお客さんに食べてほしい」と話すオーナーの富田勇さんご夫妻  
本紙提示で会計時にダッタンそば茶プレゼント(2015年9月末日まで)

手作りおかずとデザート・黒米いなの平日限定そばランチ